

平成26年度 財政的援助団体等監査結果概要

1 監査実施期間

予備監査・・・平成26年 8月26日～平成26年10月16日 (23団体)

委員監査・・・平成26年10月 9日～平成26年11月 7日 (8団体)

2 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(出資法人)
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助団体等)
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体(指定管理者)

3 監査実施団体

(1) 1/2 以上の出資団体	8
1/4 以上 1/2 未満の出資団体	6
(2) 補助金等交付団体	5
(3) 公の施設の管理団体(指定管理者)	4
計	23

(監査実施団体名)

山梨県土地開発公社	(出資法人)
公益財団法人 長田ふるさと財団	(//)
公益財団法人 やまなみ文化基金	(//)
公益財団法人 山梨県農業振興公社	(//)
山梨県道路公社	(//)
公益財団法人 山梨県下水道公社	(//)
山梨県住宅供給公社	(//)
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	(//)
更生保護法人 山梨県更生保護協会	(//)
公益社団法人 山梨県私学教育振興会	(//)
公益財団法人 山梨県緑化推進機構	(//)
株式会社 清里の森管理公社	(//)
公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	(//)
公益社団法人 山梨県畜産協会	(//)
学校法人 看護学園	(補助団体等)
学校法人 帝京大学	(//)
公益社団法人 山梨勤労者医療協会	(//)
甲府商工会議所	(//)
都留市商工会	(//)
社会福祉法人 山梨県障害者援護協会	
(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮、山梨県立あさひワークホーム指定管理者)	
社会福祉法人 山梨ライトハウス	
(山梨県立青い鳥福祉センター(青い鳥老人ホーム、青い鳥成人寮) //)	

山梨県職業能力開発協会 (山梨県立中小企業人材開発センター //)
山梨文化会館・甲府ビルサービス・NTT ファシリティーズ共同事業体 (山梨県立図書館 //)

4 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分毎の集計は次のとおりである。

- (1) 指摘事項のあった団体・・・・・・・・・・・・・・・・ 2団体
○指摘件数 2件
- (2) 指導事項のあった団体・・・・・・・・・・・・・・・・ 16団体
○指導件数 53件
- (3) 注意事項のあった団体・・・・・・・・・・・・・・・・ 8団体
○注意件数 9件
- (4) 指摘事項、指導事項、注意事項ともなかった団体・・・・・・ 7団体
- (5) 監査結果に基づく意見のあった団体・・・・・・・・ 5団体
○意見件数 5件

5 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項 (2団体、2件)

① 公益財団法人 山梨県農業振興公社

就農支援資金貸倒損失引当金が特定資産の控除項目として計上されていた。この引当金は、前回監査で引当根拠がないものとして指導された就農支援資金免除引当金を取崩し、同額を特定資産の控除項目として計上したものである。

就農支援資金の貸倒引当金は山梨県農業振興公社就農支援資金貸倒引当金規程及び同貸倒引当基準に基づく必要額が、その他固定資産の控除項目として別に計上されていることから、就農支援資金貸倒損失引当金は上記規程及び基準に基づかない引当金として過大計上されていた。

この過大計上により、結果として、資産及び利益が2,022,050円圧縮されていた。

② 山梨県住宅供給公社

平成25年度中に完了していない空き家修繕工事について、年度末に検査確認が完了したとして県に実績報告書を提出し、平成25年度の県営住宅等の管理業務の受託額に含めて精算をしていた。

(2) 指導事項 (16団体、53件)

契約書の記載事項の不備、消費税の税額計算の誤り、所得税等の源泉徴収漏れ、資産（郵便切手等）等の計上漏れ、未収金、事務決裁の漏れ、財務諸表を補足するために必要な注記の記載漏れ、引当金の計上誤り等。

(3) 注意事項（8団体、9件）

契約書に貼付された印紙の金額誤り等。

(4) 意見（5団体、5件）

① 山梨県土地開発公社

公社は、平成22年度に策定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年までに残務処理を終了し解散することとして、県の財政的支援のもと、借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等に取り組むとともに、平成26年度以降はプロパー職員を置かないこととして、地方三公社を一元化した地域整備公社で残務処理を行っている。

平成24年4月、公社が分譲した市川三郷町大塚地区拠点工業団地の土地に大量の転石や廃棄物が混入していたことが判明し、この問題に対応するため、公社は、転石や廃棄物の撤去・除去等に要した約6.5億円の新たな債務と、隣接未分譲地の売却断念によりこの造成等に伴う金融機関からの借入金4.6億円の合計約11.1億円の債務を負うこととなった。

県は、公社がこの債務を自力で返済することは不可能であるとして、平成25年3月、改革プランを改定し、従来の方針を継続するなかで、新たな支援を追加したところである。

公社は、改定後の改革プランに基づき、県から支援を受けて債務処理を着実にを行うことはもとより、可能な限り債務の縮減を図る必要がある。公社が保有し、未売却となっている八田御勅使南地区工業団地、山梨ビジネスパークの2区画については、改革プランにおいて平成27年度末の完売を目指しているところであり、県や市町村との連携を図るなかで積極的な販売努力を行い、早期売却を図りたい。

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の未分譲地については、大規模太陽光発電施設を誘致し、活用されることとなったが、この賃料収入の継続的な確保に努め、債務の縮減を図りたい。また、破産債権や転石等が混入していた土地に係る損害賠償請求訴訟への適切な対応により、さらなる債務の縮減に努められたい。

② 公益財団法人 山梨県農業振興公社

公社の経営については、平成27年2月に、山梨県農業振興公社改革プランが改定され、平成30年度までを計画期間とする経営計画が示された。

公社は、これまで基金の運用方法の見直しや、国や県等の行う様々な事業を取り込むことで収支改善に努め、職員体制の見直し、人件費の削減などの合理化を行い、経営健全化に向けた改善を図ってきた。さらに、平成25年7月には公益財団法人に移行し、平成26年3月に農地中間管理事業法に基づく農地中間管理機構として指定を受けている。

農地中間管理事業の開始とともに廃止となる農地保有合理化事業における長期保有農地の処分については、平成22年度末で全て完了し、現在は売却差損に係る借入金の返済を行っているところであるが、この負債の返済は、収益事業の利益を充てる必要があるため、経営の合理化を総合的に推進するとともに、土地改良事業の設計・積算業務などの積極的な受託により収益事業の収益を確保する必要がある。

平成26年度からは、農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を図る中核的な事業体である農地中間管理機構として、農地中間管理事業を推進することとされている。本県は耕作放棄地の割合が高く、農業生産の拡大、県土の保全等のうえで耕作放棄地の解消が喫緊

の課題となっている。公社はこれまでに農地保有合理化事業を拡大していくため、耕作放棄地の所有者に対するアンケートや耕作放棄地解消事業を行ってきたが、これらのノウハウを活かした耕作放棄地の解消や、周辺農地と合わせた利用の促進を県や市町村等と連携して進め、農地中間管理事業の効率的かつ効果的な推進に取り組む必要がある。

また、就農支援資金については、平成26年度から貸付主体が公社から日本政策金融公庫に変更され、貸付事業は終了したが、公社の業務としてはこれまで貸し付けてきた貸付金の回収・償還業務を行い、延滞債務者からの早期の債権回収を図る必要がある。

県への償還期限（平成30年度）と、就農者からの償還期限（平成34年度）が異なり、公社が一時的に立て替える必要があることから、処理方法について検討する必要がある。

今後は適正な会計処理のもと、一層の経営合理化を進めるとともに、収支の改善を図り債務残高の縮減に努められたい。

③ 山梨県道路公社

公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいと、平成23年12月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。また、建設時の借入金の償還が平成28年度まで続くことから発生する資金不足を補う必要があり、平成24年3月に経営計画を一部変更し、県の長期無利子貸し付けを受け、経営改善に努めているところである。

今後とも、適切な道路管理を行うとともに、経営計画の着実な実行を図られたい。

④ 山梨県住宅供給公社

公社は、平成22年10月に策定された改革プランに基づき、分譲事業を廃止するとともに、県営住宅の管理代行を主体とした経営への移行を実施し、また、支払利息軽減のための無利子貸付や事業損失の補填のための補助金の導入など、県からの支援を受けながら経営改善に努め、改革プランの目標は概ね達成された。

平成26年3月の第二次改革プランの策定に合わせ、公社の存廃について改めて検討した結果、プロパー職員の減少に伴う組織力の低下、借入金の返済長期化が中長期的な課題として挙げられ、総合的な判断として、公社は平成50年度に解散するとの方針と債務解消に向けた県による財政支援の強化が決定された。

平成50年度の公社解散に向けて、公社が連帯債務者となっているファミリー賃貸住宅割賦事業及び特定優良賃貸住宅割賦事業への対応は大きな課題である。また、将来的には、金利上昇や地価下落による資産の評価額や賃貸料収入等の事業収益の減少等の懸念もある。

今後とも、事業の縮小整理に合わせた組織の見直し、コスト削減等による利益の確保、ファミリー賃貸住宅割賦事業等への適切な対応等に努め、改革プランの着実な実行を図られたい。

⑤ 公益財団法人 山梨県緑化推進機構

基本財産の運用については、同機構の資産運用規程により円建外国債券等も運用対象として規定しており、基本財産1,075,777,294円のうち、300,000,000円を円建外国債券（仕組債）で運用していた。

機構が運用している円建外国債券は、金利変動リスクが高く、平成25年の年間利回りは約0.22%で、同時期に購入した利付き国債の年利1.50%の1/7程度となっており、今後も外国為替相場等の変動により、運用収入に著しい変動を生じる恐れがある。

また、償還期限での元本保証はあるとはいえ、運用期間も20年と長く、解約権は原則として債券発行体であり、平成25年12月31日現在の時価では多額の評価損が発生している。

さらに、一部の債券発行体の格付けは購入時から著しく低下し、同機構の資産運用規程で定めた格付けの基準を下回る時期もあった。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「同運用指針」においては、「基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行う必要があり、外貨建債券等の価値の変動が著しい財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。」こととされていることから、公益目的事業の継続的・安定的な遂行のため資産運用規程の見直しを検討するとともに、慎重な運用に留意されたい。